

平成30年第7回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成30年7月12日(木) 午前 9時31分

・閉会日時 平成30年7月12日(木) 午前 9時59分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 11名

1番 井川 輝征

2番 尾上 春樹

3番 宮本 和市

4番 藤井 雅史

5番 谷口 孝一

6番 塚本 壽

7番 草野 義雄

8番 田口 昭広

9番 寺本真理子

10番 阪口 修一

11番 片山 幸弘

・欠席農業委員 0名

・出席農地利用最適化推進委員 15名

1番 本郷 昭博

2番 牧 正徳

3番 中川 光春

4番 矢野 解光

5番 田口 宗一

6番 下崎 省一

7番 宮島 正文

8番 坂口 恵美子

9番 道園 浩二

10番 小崎 良一

11番 木川 保

12番 一川 清

13番 野田 和夫

14番 湧上 米作

15番 山田 和治

・欠席農地利用最適化推進委員 0名

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局 長 福田 貴司 事務局次長 平田 秀臣

係 長 川田 康幸 参 事 白菊 大志

・議事

日程第1 報告第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について

日程第2 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 報告第16号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

日程第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第30号 農用地利用集積計画の審議について

日程第6 議案第31号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から平成30年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は5番谷口孝一委員、6番塚本壽委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第14号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 賃借権設定の部1番。配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は新規設定の4年1ヵ月です。賃借料は備考欄のとおりです。これは、先月の総会で報告しました賃借人と農業公社の合意解約の後、新規認定就農者である賃借人が、農業公社から新たに農地の配分を受けたものです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第14号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということです。報告第14号についてはこれで終わります。 次に報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	報告第15号。農地法第18条第6項の規定による通知書について。農地法第18条第6項の規定による通知書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番。土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第15号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということです。報告第15号についてはこれで終わります。 次に報告第16号「農地使用賃借権の合意解約の届出について」を議題とします。

	事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の３ページをお願いします。 報告第１６号。農地使用貸借権の合意解約の届出について。農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。１番と２番関連がありますので、まとめて説明します。土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約になります。これは、農地利用円滑化事業の合意解約でＪＡを通した利用権設定の解約です。借人とＪＡの解約及びＪＡと貸人の同時解約になります。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１６号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第１６号についてはこれで終わります。 次に議案第２９号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の４ページをお願いします。 議案第２９号。農地法第３条の規定による許可申請書審議について。農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、町外に住んでおり耕作管理できないので、無償譲渡する。譲受人事由ですが、相手側の要望により、譲り受け耕作管理する。となっています。総会資料１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は上田浦駅から東側に約３０ｍの位置になります。現地確認では柿が作付けしており、適正に管理されていました。 調査書の１ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は町外に転出し耕作できないので、近くに農地を所有している知人へ無償譲渡するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、県外に住んでおり耕作管理できないので、無償譲渡する。譲受人事由ですが、相手側の要望により、譲り受け耕作管理する。となっています。総会資料の２ページと３ページに申請地の位置図を載せています。２ページをお願い

	いします。申請地は佐敷中学校から南東側に約100mの位置になります。3ページをお願いします。申請地は佐敷中学校と清掃センターの中間付近から入った果樹団地の位置になります。現地確認では資料2ページの申請地については休耕状態でしたが、譲り受け後は草払い等の管理はするということでした。3ページの申請地については、以前は果樹団地であったが、現在は山林化しており周辺農地も山林化していました。所有者の意向確認がとれれば非農地判断できる農地でした。調査書の2ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は県外に住んでおり耕作管理できないので、譲受人へ無償譲渡するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書の5ページをお願いします。 3番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由及び譲受人事由ともに未登記整理の為。となっています。総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は双間伏バス停から北東側約300mの位置になります。現地確認では、現在は休耕状態でしたが、以前は野菜等を作付けしていたということでした。調査書の3ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は数十年前に譲受人が申請地を買い受けていたが未登記であったため、今回、登記簿の整理を行いたいということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を9番の寺本眞理子委員にお願いします。
寺本委員	7月9日に、事務局と、牧推進員と現地確認に行っていました。2人ともお見えでございましたので、話を聞いて問題ないのではないかと思います。
片山会長	担当地区の牧推進委員から何かございましたらお願いします。
牧 推進委員	現地確認しましたところ、寺本委員の説明のとおりでございます。地区委員としましても問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件は田口昭広委員が欠席でございましたので、担当地区の田口宗一推進委員から何がございましたらお願いします。
田口宗一	9日に現地確認に行っていました。事務局が言われたとおり、城戸口の方は

推進委員	管理ができると思いますが、浦田の方は山林化して、足の踏み場がない状況でした。よろしくお願いします。
片山会長	3番の案件を1番の井川委員にお願いします。
井川委員	説明します。先程事務局から説明がありました。全くその通りでありまして、問題ないかとおもいます。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の宮島推進委員から何かございましたらお願いします。
宮島 推進委員	説明のとおりです。未登記整理ということで問題ないと思います。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第29号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第30号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の6ページをお願いします。 議案第30号。農用地利用集積計画の審議について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部1番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 2番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 3番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作す

	る作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部 1 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 3 年間です。 2 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はミニトマトで設定期間は新規設定の 5 年間です。 3 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。 4 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 30 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。 1 番及び 2 番については宮本委員が関係しておりますので、宮本委員に一時退席を求めます。 (宮本委員一時退席) それでは、お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 宮本委員に入室をお願いします。 (宮本委員着席) 引き続き採決を行います。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に使用貸借権設定の部です。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

	2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については原案のとおり決定しました。 4 番については「宮本」委員が関係しておりますので、宮本委員に一時退席を求めます。 (宮本委員一時退席) それでは、お諮りします。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 宮本委員に入室をお願いします。 (宮本委員着席) 次に議案第 3 1 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 3 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 1 番。申請地の詳細、依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況は森林等の様相を呈しており、近隣農地も山林化している。現地確認の判断結果は非農地と判断しております。別紙「議案第 3 1 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は J A あしきたアイリス選果場から南東側約 3 0 0 m の位置になります。資料の 2 ページをお願いします。字図を載せています。資料の 3 ページ及び 4 ページに現場写真を載せています。資料の 5 ページをお願いします。現地調査の確認結果ですが、以前は果樹を作付けした形跡があったが、現在は雑木、杉などが生い茂り森林の様相を呈しており、物理的に農地に復元が困難な状態でした。以上のことから当該農地は農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当しないと思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の谷口委員にお願いします。
谷口委員	報告します。ここは温州ミカンの構造改善を行った地域ですが、近隣は全部山林化して何十年もたっております。農地としてはもう使用できないのではないかと判断しました。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	事務局と谷口委員の説明されたとおりでございます。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 31 号につきまして、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。